

平成27年 1月19日

## 社会福祉法人相清福社会 梅光苑 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年 4月 1日 ～ 平成37年 3月31日の10年間

2. 内 容

目標1: 平成28年3月までに、小学校就業前の子を持つ期間雇用者を含む全職員が希望する場合に利用できる、短時間勤務制度を導入する。

(対 策)

●平成27年度 制度の導入、苑内広報誌などによる全職員への周知を図る。

目標2: 期間雇用者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間3日以上とする。

(対 策)

●平成27年 4月 ～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。

●平成27年 4月 ～ 回覧、掲示板を活用した目標及び取得率向上の周知、職員への有給休暇使用日数及び残日数の連絡をする。

●平成27年 4月 ～ 計画的付与制度、又はメモリアル休暇を導入する。